

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

政策名		市民生活の安全と平穩の確保				
評価方式		実績評価	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度概算要求額
予算の状況	当初予算(千円)	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 116,268,682 >	114,698 < 112,061,442 >	134,915 < 110,699,410 >	152,875 < 130,663,500 >
	補正予算(千円)	0 < 59,467,300 >	0 < 48,874,639 >	0 < 13,567,467 >		
	繰越し等(千円)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >	0 < 43,059,215 >		
	計(千円)	190,841 < 182,431,819 >	78,841 < 193,038,895 >	114,698 < 168,688,124 >		
執行額(千円)		177,822 < 136,600,031 >	60,553 < 129,799,690 >	75,249 < 147,774,059 >		
政策評価結果の概算要求への反映状況		既存の施策を引き続き実施すべきであるとされた政策評価結果を踏まえ、総合的な犯罪抑止対策の推進、地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化、良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止に必要な経費を概算要求した。				

政策評価調書(個別票2)

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	市民生活の安全と平穩の確保				番号	予算額		政策評価結果の反映による見直し額(削減額)合計
	整理番号	会計	組織/勘定	項		事項	26年度 当初予算額	
対応表において となっているもの	1	一般	警察庁	生活安全警察費	市民生活の安全と平穩の確保に必要な経費	134,915	152,875	
	小計					134,915	152,875	
対応表において となっているもの								
	小計							
対応表において となっているもの	1	一般	警察庁	船舶建造費	船舶建造に必要な経費	< 136,080 >	< 590,025 >	
	2	一般	警察庁	科学警察研究所	研究・鑑定等に必要な経費	< 825,475 >	< 825,761 >	
	3	一般	警察庁	警察活動基盤整備費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 108,587,855 >	< 127,418,336 >	
	4	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興事業費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 134,912 >	< 851,287 >	
	5	東日本大震災復興特別	警察庁	治安復興政策費	警察活動基盤の整備に必要な経費	< 1,015,088 >	< 978,091 >	
	小計					< 110,699,410 > の内数	< 130,663,500 > の内数	
対応表において となっているもの						< >	< >	
						< >	< >	
						< >	< >	
						の内数	の内数	
合計					134,915	152,875		
					< 110,699,410 > の内数	< 130,663,500 > の内数		

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	市民生活の安全と平穏の確保				番号		(千円)
事務事業名	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
		26年度 当初 予算額	27年度 概算要求額	増減			
合計							

平成26年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穏の確保			政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課			政策評価実施予定時期	平成27年7月頃		
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進			政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穏の確保						
業績目標の説明	地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。										
業績指標	達成目標	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)(注2、注3)							目標設定の考え方及び根拠		
		基準年	達成年	項目	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度	21～25年度(平均)
地域住民等の安全を脅かしている犯罪(注1)の認知件数	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値よりも減少させる。	21～25年度	26年度	重要犯罪(件)	14,880	14,548	14,141	14,347	14,609	14,505	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数の減少は、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策や子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組が的確に推進されたことを示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となるため。
				殺人	1,101	1,047	1,033	1,041	954	1,035	
				強盗	4,433	3,894	3,674	3,593	3,268	3,772	
				放火	1,237	1,204	1,035	1,029	1,093	1,120	
				強姦	1,349	1,259	1,198	1,294	1,389	1,298	
				略取誘拐人身売買	153	171	172	170	188	171	
				強制わいせつ	6,607	6,973	7,029	7,220	7,717	7,109	
				住宅対象侵入犯罪(件)	103,116	93,160	85,254	81,598	75,832	87,792	
				住宅強盗	366	300	274	277	243	292	
				空き巣	57,801	51,587	45,396	43,861	39,217	47,572	
忍込み	17,112	16,044	15,967	13,409	13,500	15,206					
居空き	4,465	3,883	3,616	3,731	3,229	3,785					
住居侵入	23,372	21,346	20,001	20,320	19,643	20,936					
注1 都道府県警察が、犯罪統計等を分析し、地域住民等の安全を脅かしているものとして認めた種類の犯罪(重点犯罪)のうち、警察庁が実績評価を行うに当たり、全国的な犯罪情勢を勘案し、選定した犯罪 注2 平成21年度から平成24年度までの数値は平成26年8月1日現在の統計等をもとに作成している。 注3 平成25年度の数値は暫定値											
参考指標		年度(年)ごとの実績値								参考指標の考え方	
		項目	21年度(21年)	22年度(22年)	23年度(23年)	24年度(24年)	25年度(25年)	21～25年度(平均)	26年度(26年)		
刑法犯の認知件数(注4)(注5)		刑法犯認知件数(件)	1,670,578	1,557,034	1,459,195	1,361,335	1,300,468	1,469,722	刑法犯認知件数は、犯罪の発生状況を示すもので、市民の安全と平穏の確保の度合いを測る一つの指標となる。		
防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)(注6)		団体数(団体)	42,762	44,508	45,672	46,673	47,084	45,340	防犯ボランティアの活動は、地域の連帯感の醸成を促すなど犯罪抑止に繋がる活動であり、団体数・構成員数は活動状況を示すものとして、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。		
		構成員数(人)	2,629,278	2,701,855	2,713,968	2,773,597	2,747,268	2,713,193			
少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理件数)		刑法犯少年の検挙人員(人)	90,521	83,469	75,974	63,168	54,470	73,520	刑法犯少年の検挙人員、非行の前段階である不良行為少年の補導人員及び非行問題に関する少年相談受理件数は、少年の非行防止の度合いを測る一つの指標となる。		
		不良行為少年の補導人員(人)(注6)	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	953,310			
		少年相談受理件数(非行問題)(件)(注6)	13,768	14,041	13,556	13,341	12,251	13,391			

風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	7,043	7,113	7,175	7,066	6,719	7,023		風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数は、良好な生活環境の保持を目的とした施策が的確に推進されたことを示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。
	検挙人員(人)	7,780	7,459	7,580	7,122	6,518	7,292		
	行政処分件数(件)(注6)	9,398	9,145	8,894	8,854	8,731	9,004		
猟銃等による事件・事故の発生件数	発生件数(件)(注6)	52	40	33	31	37	39		猟銃等による事件・事故の発生件数は、良好な生活環境の保持を目的とした施策が的確に推進されたことを示し、総合的な犯罪抑止対策の推進状況の度合いを測る一つの指標となる。
	うち事件(注6)	3	5	5	0	3	3		
	うち事故(注6)	49	35	28	31	34	35		

注4 平成21年度から平成24年度までの数値は平成26年8月1日現在の統計等をもとに作成している。

注5 平成25年度の数値は暫定値

注6 各年の実績値を記入している。

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 概要要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業レビュー		
	24年度	25年度				事業番号	事業名	
(1) 持続可能な安全・安心まちづくりの推進(平成26年度)				・参	防犯ボランティア活動を通して感じている問題点や障害となっている課題を抽出し、ニーズに応じた対策を推進することで、構成員の高齢化・固定化の解消や、地域コミュニティ主体による活動の活性化を図り、社会の各層が参加する持続可能な活動とするための取組を推進する。また、街灯や防犯カメラ等の整備を行おうとする地域に対し、地域住民の合意形成、費用措置、運営管理等に係るノウハウを提供し、街灯や防犯カメラ等防犯環境の整備を促進する。	1	防犯ボランティア支援事業の推進	
(2) 子ども女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進(平成21年度)					平成21年4月に全都道府県警察に設置した子ども女性安全対策班を活用し、子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる「先制・予防的活動」を推進し、被害の未然防止対策の強化を図る。			
(3) 携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進					地域住民に向けて、警察の有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供する。			
(4) 高齢者犯罪被害防止対策の推進				参	特殊詐欺や利殖勧誘事犯の捜査の過程で入手した、犯行に利用されていたと認められる名簿を活用し、これら名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うなどにより、先制的に被害阻止又は被害の拡大防止を図る。	3	高齢者犯罪被害防止事業	
(5) 防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進(平成11年度)					防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度等の構築を推進するなど、防犯性に優れた住宅の普及を促進し、住宅侵入犯罪を抑制する。			
(6) 防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進(平成16年度)					警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体で構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)の開発・普及を促進し、住宅の防犯性能を高め、住宅侵入犯罪を抑制する。	4	生活安全警察執務資料作成等	
(7) 非行少年を生まない社会づくりの推進				・参	少年補導職員等で構成される少年サポートセンターを中心に、関係機関・団体、ボランティア等と連携しながら、農業体験活動を始めた各種体験活動や非行防止教室の実施等により、非行少年を生まない社会づくりを推進する。	2 4	児童ポルノ対策・少年非行防止対策の推進 生活安全警察執務資料作成等	
(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進				・参	繁華街・歓楽街を中心とした視察や風俗営業所等への立入り等により風俗実態を把握し、積極的な行政処分と暴力団、来日外国人犯罪組織等の関与も視野に入れた厳正な取締りにより違法営業を排除する。また、地元商工会、地域住民、自治体等による協議会を設置するなどし、官民の連携による各種防犯活動や環境浄化活動等を推進するほか、まちづくり計画等に基づいた各種整備事業等を推進する。			
(9) 人身取引事犯の取締りの強化				・参	幅広く情報収集を行うとともに突き上げ捜査を行い、各種法令を多角的に運用して、雇用主やブローカーの検挙に努めるなど人身取引事犯の取締りを行う。	4	生活安全警察執務資料作成等	
(10) 猟銃等の所持者に対する指導の徹底と不適格者の確実な排除				・参	猟銃等の取扱いに関する基本的な事項に加え、具体的な事故原因・防止方策等の指導を徹底するとともに、面接調査・周辺調査等の各種調査や照会により不適格者の排除を確実にし、猟銃等による事件・事故の発生を抑制する。			
(11) ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究				・参	従来からのストーカー対策に加え、行為者に対する精神医学的・心理学的的手法について調査研究を行い、被害者等の生命・身体保護を図る。	26-1	ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究	
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、24年度執行額60,553千円 129,799,690千円、25年度当初予算額114,698千円 112,061,442千円、26年度当初予算額134,915千円 110,699,410千円であった(生活安全警察費、内は複数の政策にわたる経費)。							

業績目標に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「『世界一安全な日本』創造戦略」(25年12月10日閣議決定)</p> <p>3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進</p> <p>(1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化</p> <p>4 社会を脅かす組織犯罪への対処</p> <p>(4) 銃器対策の推進</p> <p>(5) 国際組織犯罪対策</p> <p>(6) 組織的に敢行される各種事犯への対策</p> <p>5 活力ある社会を支える安全・安心の確保</p> <p>(1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進</p> <p>(4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進</p>
	<p>「子ども・若者ビジョン」(22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定)</p> <p>第3 子ども・若者等に対する施策の基本方向</p> <p>2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する</p>
	<p>「人身取引対策行動計画2009」(21年12月犯罪対策閣僚会議)</p>

平成26年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保		政策所管課	地域課	政策評価実施予定時期	平成27年7月頃						
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化		政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保								
業績目標の説明	地域警察官の現場執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。											
業績指標	達成目標	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)										目標設定の考え方及び根拠
		基準年	達成年	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21~25年度(平均)	26年度	
刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持する。	21~25年度	26年度	総検挙人員(人)	415,997	391,376	377,957	347,780	325,059	371,634		刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合は、地域警察官による街頭活動の強化の度合いを測る一つの指標となるため。
				うち地域警察官による検挙人員(人)	345,170	324,428	309,175	275,888	250,107	300,954		
				占める割合(%)	83.0	82.9	81.8	79.3	76.9	81.0		
参考指標		年度(年)ごとの実績値										参考指標の考え方
				項目	21年度(21年)	22年度(22年)	23年度(23年)	24年度(24年)	25年度(25年)	21~25年度(年)(平均)	26年度(26年)	
地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況				刑法犯(人)	285,188	270,480	258,051	229,590	207,511	250,164		地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況(人員)は、地域警察官による街頭活動の状況を示す一つの指標となる。
				特別法犯(人)	59,982	53,948	51,124	46,298	42,596	50,790		
				計	345,170	324,428	309,175	275,888	250,107	300,954		
警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム(年単位で算出)				レスポンス・タイム	6分58秒	6分53秒	6分54秒	7分1秒	6分57秒	6分57秒		警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイムは、初動警察活動の状況を示す一つの指標となる。
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度概算要求額	関連する業績指標	達成手段の概要等						平成26年行政事業レビュー	
	24年度	25年度			事業番号	事業名						
(1) パトロールの強化				・参	犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内の治安情勢に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう、都道府県警察に対し指示する。							
(2) 職務質問技能の伝承(平成10年度)				・参	全都道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進する。							
(3) 交番相談員の活用(平成6年度)				・参	交番相談員の活用により、交番機能の強化を図る。							
(4) 初動警察刷新強化施策の推進(平成21年度)				・参	通信指令機能の強化、通信指令を担う人材の育成強化、初動警察における事案対応能力の強化等を推進する。							
基本目標に係る予算額等	基本目標に係る予算額等は、24年度執行額60,553千円 129,799,690千円、25年度当初予算額114,698千円 112,061,442千円、26年度当初予算額134,915千円 110,699,410千円であった(生活安全警察費、内は複数の政策にわたる経費)。											
業績目標に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	「「世界一安全な日本」創造戦略」(25年12月10日閣議決定) 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進											

平成26年度実績評価計画書(政策評価の事前分析表)

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保		政策所管課	生活経済対策管理官				政策評価実施予定時期	平成27年7月頃			
業績目標	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止		政策体系上の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保								
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境犯罪の取締りとそれら犯罪への対策を推進することにより、良好な経済活動等を確保するとともに、環境破壊等を防止する。											
業績指標	達成目標	基準年	達成年	年度ごとの実績値・施策の推進状況(実績)								目標設定の考え方及び根拠
				項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度(平均)	26年度	
経済犯罪等(注1)の検挙事件数及び検挙人員	経済犯罪等について、次のとおり取締りを推進する。 利殖勧誘事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年よりも増加させる。	25年度	26年度	利殖勧誘事犯(注2)	検挙事件数(件)	29	31	35	41	37	35	経済犯罪等の検挙事件数及び検挙人員について、上記の目標を達成することは、経済犯罪等の取締りが適切に推進されたことを示し、良好な経済活動等の確保の度合いを測る一つの指標となるため。
					検挙人員(人)	125	110	184	196	189	161	
	特定商取引等事犯(注3)			検挙事件数(件)	152	193	161	124	172	160		
				検挙人員(人)	371	430	314	259	418	358		
	ヤミ金融事犯(注4)			検挙事件数(件)	442	393	366	325	341	373		
				検挙人員(人)	815	755	666	470	523	646		
食の安全に係る事犯(注5)	検挙事件数及び検挙人員について、25年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比増減傾向を踏まえた水準を維持する。			検挙事件数(件)	66	46	39	41	40	46		
	検挙人員(人)			132	85	76	73	80	89			
注1 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び食の安全に係る事犯												
注2 未公開株、社債等の取引や投資勧誘等を仮装し金を集める悪質商法。具体的には、出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯												
注3 訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯												
注4 出資法違反(高金利等)及び貸金業法違反並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯												
注5 食品衛生関係事犯(食品衛生法違反等)及び食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)												
犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数(注6)	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数を前年よりも増加させる。	25年度	26年度	件数(件)		14,351	23,938	29,086	33,680	25,264	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供は、被害の未然・拡大防止に極めて有効であるところ、当該情報提供件数の増加は、被害の未然・拡大防止対策が推進されたことを示し、良好な経済活動の確保の度合いを測る一つの指標となるため。	
注6 利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。												
産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、「産業廃棄物の不法投案件数」(参考指標)の平成25年度中の投案件数の前年度比増減傾向を踏まえた水準を維持する。	25年度	26年度	検挙事件数(事件)	1,228	1,174	1,038	1,007	922	1,074	廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、産業廃棄物事犯の認知と関連する「産業廃棄物の不法投案件数」(参考指標)の平成25年度中の投案件数の前年度比増減傾向を踏まえた水準を維持することは、産業廃棄物事犯の取締りが継続して推進されたことを示し、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となるため。	
				検挙人員(人)	1,893	1,820	1,609	1,485	1,408	1,643		

参考指標	年度ごとの実績値								参考指標の考え方
	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	21～25年度(平均)	26年度	
経済犯罪等の相談件数(注7)	利殖勧誘事犯の相談件数(件)			11,233	7,366	3,594	7,398		利殖勧誘事犯の相談件数、特定商取引等事犯の相談件数、ヤミ金融事犯の相談件数、「食品表示110番」への相談件数は、経済犯罪等の発生状況を反映するもので、良好な経済活動等の確保の度合いを測る一つの指標となる。
	特定商取引等事犯の相談件数(件)			4,051	3,550	2,784	3,462		
	ヤミ金融事犯の相談件数(件)	1,879	1,342	1,122	1,049	841	1,247		
	「食品表示110番」への相談件数(件)	27,356	24,916	24,288	21,233	16,242	22,807		
注7 利殖勧誘事犯の相談件数及び特定商取引等事犯の相談件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に26年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が年月まで判明したもの。また、ヤミ金融事犯の相談件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に26年1月15日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が判明したものを当庁で抽出したもの。「食品表示110番」への相談件数は、農林水産省「食品表示110番の実績について」から引用。									
産業廃棄物の不法投棄件数(注8)	不法投棄件数(件)	279	216	192	187				不法投棄件数は、産業廃棄物事犯の発生状況を示すもので、環境破壊等の防止の度合いを測る一つの指標となる。
注8 産業廃棄物の不法投棄件数については、環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」から引用。									
知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	364	398	450	510	524	449		知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員は、良好な経済活動等の確保の度合いを測る一つの指標となる。
	検挙人員(人)	620	583	647	846	716	682		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 概算要求額	関連する 業績指標	達成手段の概要等	平成26年行政事業レビュー			
	24年度	25年度				事業番号	事業名		
(1) 犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の推進					高齢者を狙った利殖勧誘事犯等の経済犯罪及び商標法違反等の知的財産権侵害事犯の被害拡大防止や被害回復を図るため、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進する。				
(2) 経済犯罪等(特に、国民の健康を脅かす現実的可能性が高い事犯)の取締りの推進				参	高齢者を狙った利殖勧誘事犯、国民の健康を脅かす現実的可能性が高い産業廃棄物事犯及び営業秘密の漏洩等の知的財産権侵害事犯を生活経済事犯の中で優先的に取り締まるべき事犯と位置付け、取締りを推進する。	4	生活安全警察執務資料作成等		
(3) 関係機関・団体との連携の推進				参	消費者庁、金融庁、環境省、経済産業省等の関係機関及び金融機関や知的財産権の権利者団体等と連携しつつ、経済犯罪、環境犯罪及び知的財産権侵害事犯等への対策を推進する。				
基本目標に関係する予算額等	基本目標に関係する予算額等は、24年度執行額60,553千円 129,799,690千円、25年度当初予算額114,698千円 112,061,442千円、26年度当初予算額134,915千円 110,699,410千円であった(生活安全警察費、内は複数の政策にわたる経費)。								
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (6) 組織的に取行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心確保 (2) 特殊詐欺対策の強化 (3) 生活経済事犯への対策の強化 知的財産推進計画2014(26年7月4日知的財産戦略本部決定) 第4 コンテンツを中心としたソフトパワーの強化 2 模倣品・海賊版対策 (2) 今後取り組むべき施策 (海外における正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進) (国内取締り強化)								

平成25年度実績評価書

基本目標1 業績目標1

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保					
業績目標	総合的な犯罪抑止対策の推進					
業績目標の説明	犯罪を未然に防止するための各種対策、少年の非行防止や良好な生活環境の保持を目的とした施策等、総合的な犯罪抑止対策を推進することにより、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。					
基本目標に係る 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 116,268,682 >	114,698 < 112,061,442 >	134,915 < 110,699,410 >
		補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	0 < 48,874,639 >	0 < 13,567,467 >	
		繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >		
		合計(a+b+c)	190,841 < 182,431,819 >	78,841 < 193,038,895 >		
執行額(千円)	177,822 < 136,600,031 >	60,553 < 129,799,690 >				
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した。						
業績目標に係る内閣 の重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(17年6月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開 第2 住まいと子どもの安全確保 第3 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生					
	「子ども安全・安心加速化プラン」(18年6月犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承) 地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る 子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む 困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する					
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 1 防犯ボランティア活動等の促進 2 犯罪に強いまちづくりの推進 5 子どもと女性の安全を守るための施策の推進 第2 犯罪者を生まない社会の構築 1 少年の健全育成と孤立した若者等の社会参加の促進 第3 国際化への対応 4 国際組織犯罪対策 人身取引対策の推進 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 3 銃器対策の推進 厳格な銃砲刀剣類行政の推進 5 組織的に敢行される各種事犯への対策 違法風俗店等に対する取締りの推進					
	「子ども・若者ビジョン」(22年7月子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3 子ども・若者等に対する施策の基本的方向 2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する					
	「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進 (1) 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (4) 銃器対策の推進 (5) 国際組織犯罪対策 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (1) 子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進					

業績指標	業績指標	項目	基準					実績	
	地域住民等の安全 を脅かしている犯 罪(注)の認知件数		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度
		重要犯罪(件)	15,751	14,880	14,548	14,141	14,347	14,733	14,636
		殺人	1,254	1,101	1,047	1,033	1,041	1,095	954
		強盗	4,373	4,433	3,894	3,674	3,593	3,993	3,272
		放火	1,438	1,237	1,204	1,035	1,029	1,189	1,097
		強姦	1,517	1,349	1,259	1,198	1,294	1,323	1,390
		略取誘拐・人身売買	162	153	171	172	170	166	188
		強制わいせつ	7,007	6,607	6,973	7,029	7,220	6,967	7,735
		住宅対象侵入犯罪(件)	112,782	103,116	93,160	85,254	81,598	95,182	76,060
		住宅強盗	364	366	300	274	277	316	243
		空き巣	64,544	57,801	51,587	45,396	43,861	52,638	39,284
忍込み	18,590	17,112	16,044	15,967	13,409	16,224	13,503		
居空き	4,786	4,465	3,883	3,616	3,731	4,096	3,229		
住居侵入	24,498	23,372	21,346	20,001	20,320	21,907	19,801		
25年度は暫定値 (26年4月生活安全企画課作成)									
注: 「治安に関する特別世論調査」(平成24年7月内閣府実施)及び重点的に抑止すべきとして各都道府県警察が選定した犯罪を総合的に勘案し、重要犯罪及び住宅対象侵入犯罪を地域住民等の安全を脅かしている犯罪として選定した。									

	達成状況: (重要犯事)	達成目標	地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を前年度よりも減少させる。
	達成状況: (住宅対象侵入犯事)		

参考指標・参考事例	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	19～24年度 (平均)	25年度	
	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数(件)	1,794,432	1,670,578	1,557,034	1,459,195	1,361,335	1,568,515	1,307,006	
		25年度は暫定値 (26年4月生活安全企画課作成)								
	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	19～24年度 (平均)	25年度	
	防犯ボランティア団体の活動状況(防犯ボランティア団体数及び構成員数)	団体数(団体)	40,538	42,762	44,508	45,672	46,673	44,031	47,084	
		構成員数(人)	2,501,175	2,629,278	2,701,855	2,713,968	2,773,597	2,663,975	2,747,268	
		25年度は暫定値 (26年4月生活安全企画課作成)								
	【事例】 地域住民が主体となった防犯ボランティアが、パトロール時のゴミ拾いや風俗ビラの撤去等の環境改善に取り組むとともに、周辺地区で活動する大学生防犯ボランティア等と連携し、防犯広報や合同活動を実施することにより活動の裾野拡大・活性化、後継者の育成を図っている。(山口)									
	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度	
	街頭防犯カメラの整備台数	整備台数(台)(注4)	363	461	540	791	921	615	1,165	
		注4:警察が設置・管理している台数 (26年4月生活安全企画課作成)								
	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度	
少年非行防止のための取組の推進状況(刑法犯少年の検挙人員、不良行為少年の補導人員及び少年相談受理件数)	刑法犯少年の検挙人員(人)	89,842	90,521	83,469	75,974	63,168	80,595	54,470		
	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年		
	不良行為少年の補導人員(人)	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	1,063,733	809,652		
	少年相談受理件数(非行問題)(件)	13,720	13,768	14,041	13,556	13,341	13,685	12,251		
	25年度の刑法犯少年の検挙人員は暫定値 (26年4月少年課作成)									
【事例】 非行歴を有する男子中学生について、その再非行を強く懸念した保護者の同意を得て、立ち直り支援活動を開始した。担当警察職員の熱心な指導・助言により、信頼関係を構築し、少年自身や保護者が成績面で高校進学への不安を抱えていることが分かったことから、少年サポートセンターの立ち直り支援コーディネーターと連携して、大学生ボランティアによるきめ細かな学習支援を実施した結果、徐々に成績が上昇するとともに、取組意欲も向上し、志望校に合格することができた(石川)。										
参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度		
風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員並びに風俗営業等に対する行政処分件数	検挙件数(件)	7,893	7,043	7,113	7,175	7,066	7,258	6,719		
	検挙人員(人)	7,881	7,780	7,459	7,580	7,122	7,564	6,518		
	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年		
	行政処分件数(件)	8,864	9,398	9,145	8,894	8,854	9,031	8,731		
25年度は暫定値 (25年4月保安課作成)										
参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年		
猟銃等による事件・事故の発生件数	発生件数(件)	54	52	40	33	31	42	37		
	うち事件	2	3	5	5	0	3	3		
	うち事故	52	49	35	28	31	39	34		
25年度は暫定値 (25年4月保安課作成)										

地域住民の理解を得た上での街頭防犯カメラの整備の促進[行政事業レビュー対象事業:25-1新たな安全・安心まちづくりに関する調査研究] 全国会議等において、防犯カメラの設置について地方公共団体、地域住民、事業者等と連携しつつ、プライバシーの保護に配慮した適正な設置・管理に関する助言・指導等の支援を行うよう、都道府県警察に対し指示した。
防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりの推進[行政事業レビュー対象事業:6 防犯ボランティア支援事業の推進、25-1 新たな安全・安心まちづくりに関する調査研究] 警察庁ウェブサイト内の「自主防犯ボランティア活動支援サイト」において、全国の防犯ボランティア団体を紹介するとともに、約900団体の活動事例を紹介した。また、昨年度に引き続き、全国を6地区に分けて「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」を開催し、効果的な活動事例の発表、参加団体間での意見交換や情報交換を行い、その開催記録を上記サイトに掲載するなどして、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進した。
子供女性安全対策班が行う先制・予防的警察活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進 子供と女性を性犯罪等の被害から守るため、21年4月に全国の警察本部に設置した「子供女性安全対策班」及び警察署において、25年度中、強制わいせつ、公然わいせつ、迷惑防止条例違反等1,105件を検挙するとともに、指導・警告2,121件を実施した。
携帯電話の電子メール等による犯罪情報や地域安全情報の提供の推進 各都道府県警察において、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯対策情報等を携帯電話の電子メール、ウェブサイト、広報紙等の様々な手段及び媒体を用いて提供した。
防犯優良マンション等防犯性に優れた住宅の普及の促進 防犯関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを防犯優良マンションとして登録又は認定する制度の構築を推進し、26年3月末現在、24都道府県で整備されている。

業績目標達成のために 行った施策	<p>防犯性能の高い建物部品の開発・普及の促進〔行政事業レビュー対象事業：4 生活安全警察執務資料作成等〕</p> <p>警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体が構成する「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、一定の防犯性能があると評価した建物部品（CP部品）の開発・普及に努め、26年3月末現在、17種類3,252品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表している。</p>
	<p>非行少年の立ち直り支援に係る施策の推進〔行政事業レビュー対象事業：2 児童ボルノ対策・少年非行防止対策の推進、4 生活安全警察執務資料作成等、25-2 集団的不良交友関係対策を効果的に推進するためのシステムの構築〕</p> <p>各都道府県警察において、問題を抱えた個々の少年に積極的に連絡をとり、地域住民や関係機関・団体等と連携して、各種体験活動等を通じた非行少年の立ち直り支援活動を行った。さらに、非行防止教室の開催等を通じた小学生等の規範意識の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りの大きな阻害要因となっている不良交友関係の解消に向けた集団的不良交友関係の実態の把握及び分析等の取組により、「非行少年を生まない社会づくり」を推進した。</p>
	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律的確な運用を始めとする繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進</p> <p>全国会議等において、様々な形態で営業する違法風俗店等につき、組織犯罪対策部門等の関係部門と連携して実態解明を進めるなどすることにより、取締りを一層推進するよう、都道府県警察に対し指示した。</p>
	<p>人身取引事犯の取締りの強化〔行政事業レビュー対象事業：4 生活安全警察執務資料作成等〕</p> <p>全国会議等において、各種法令を適用して悪質な雇用主やブローカーの摘発に重点を置いた取締りや被害者の適切な保護等、人身取引事犯に対する取組を一層強化するよう、都道府県警察に対し指示した。</p> <p>猟銃等の所持者に対する指導の強化及び講習会の充実</p> <p>全国会議等において、猟銃所持不適格者の適切な排除の推進、猟銃許可所持者に対する猟銃等の適正な保管等に関する指導を徹底するよう、都道府県警察に対し指示した。また、実際に発生した事故を基にした資料を新たに作成し、都道府県警察に対し当該資料を活用して猟銃等講習会等を効果的に実施するよう指示した。</p>

評価結果	<p>各行政機関 共通区分</p>	<p>：相当程度進展あり</p>
	<p>目標の達成状況</p>	<p>判断根拠</p> <p>業績指標 のうち、25年度中の重要犯罪の認知件数については、過去5年間の平均値と比較して低い水準を維持したものの、強姦、強制わいせつ等の認知件数の増加により、前年度より289件（2.0パーセント）増加したことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標 のうち、25年度中の住宅対象侵入犯罪の認知件数については、前年度より5,538件（6.8パーセント）減少し、この減少率は刑法犯認知件数（参考指標 ）の減少率（4.0パーセント）を上回ったこと、過去5年間の平均値と比較しても低い水準を維持したことから、目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
	<p>達成状況の分析</p>	<p>業績指標 のうち、重要犯罪の認知件数については、上記の「業績目標達成のために行った施策」が目標の達成に十分有効に寄与したとは言い難いものの、重要犯罪のうち殺人及び強盗の認知件数は前年度より減少するとともに、刑法犯認知件数（参考指標 ）全体は前年度に引き続き減少した状況を勘案すれば、これらの施策が認知件数の減少に一定の寄与をしていると考えられる。</p> <p>業績指標 のうち住宅対象侵入犯罪の認知件数については、「目標の達成状況」の要因を一概に述べることは困難であるが、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、防犯ボランティア団体数（参考指標 ）が増加したことや、防犯性能の高い建物部品の開発・普及を促進したこと等が、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p>
	<p>目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括</p>	<p>【業績目標及び業績指標】</p> <p>今後も、市民生活の安全と平穩の確保を目指すため、地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を減少させる必要があることから、引き続き、現在の業績目標及び業績指標を26年度の業績目標及び業績指標として設定する。</p> <p>【達成目標】</p> <p>少子高齢化の急速な進展や人口減少社会の到来、地域の連帯感の希薄化等、社会情勢が変化する中、地域コミュニティが主体的に取り組む防犯ボランティア活動等を持続可能な形で維持・拡大していくことが必要であることから、平成26年度には、新たな達成手段として、「持続可能な安全・安心まちづくりの推進」を掲げることとしている。</p> <p>このような犯罪抑止対策に係る施策は長期的なスパンで実施していく必要があり、その効果が直ちに認知件数の減少として発現するとは限らないこと、また、短期的な認知件数の変動には、施策の効果以外の影響が多く含まれ得ることを踏まえ、施策の効果を適正に評価するため、現在の達成目標である「地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数を前年度よりも減少させる。」を見直し、平成26年度の達成目標を「地域住民等の安全を脅かしている犯罪の認知件数について、過去5年間の平均値よりも減少させる。」とすることとした。</p> <p>【引き続き推進】</p> <p>強姦、強制わいせつ等の認知件数が増加していることを踏まえ、引き続き、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進するとともに、子供女性安全対策班が行う先制・予防的活動等の子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組を推進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>「平成25年の犯罪情勢」（26年6月警察庁）</p> <p>「少年非行情勢（平成25年1～12月）」（26年2月警察庁生活安全局少年課）</p> <p>「平成25年中における風俗関係事犯の取締状況等について」（26年3月警察庁生活安全局保安課）</p>
---------------------------	---

政策所管課	生活安全企画課、少年課、保安課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間
-------	-----------------	----------	------------------

平成25年度実績評価書

基本目標1 業績目標2

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保				
業績目標	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化				
業績目標の説明	地域警察官の執行力の強化、交番機能の強化等により地域警察官による街頭活動の一層の推進を図るとともに、通信指令機能の強化を中心とした初動警察活動の強化を図る。				
基本目標に関する 予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	当初予算(a)	190,841 < 103,367,889 >	78,841 < 116,268,682 >	114,698 < 112,061,442 >	134,915 < 110,699,410 >
	補正予算(b)	0 < 59,467,300 >	0 < 48,874,639 >	0 < 13,567,467 >	
	繰越し等(c)	0 < 19,596,630 >	0 < 27,895,574 >		
	合計(a+b+c)	190,841 < 182,431,819 >	78,841 < 193,038,895 >		
執行額(千円)	177,822 < 136,600,031 >	60,553 < 129,799,690 >			
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。					
業績目標に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 2 犯罪に強いまちづくりの推進 地域警察活動の強化				
	「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (4) 公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪等への対策の推進 地域警察活動の強化				

業績指標	項目	基準						実績	
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度(平均)	25年度	
刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合	総検挙人員(人)	416,608	415,997	391,376	377,957	347,780	389,944	325,059	
	うち地域警察官による検挙人員(人)	345,371	345,170	324,428	309,175	275,888	320,006	250,107	
	占める割合(%)	82.9	83.0	82.9	81.8	79.3	82.1	76.9	
達成状況:		達成目標	刑法犯及び特別法犯の総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について、過去5年間並の高水準を維持する。						

参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度(平均)	25年度	
地域警察官による刑法犯及び特別法犯の検挙状況	刑法犯(人)	287,182	285,188	270,480	258,051	229,590	266,098	207,511	
	特別法犯(人)	58,189	59,982	53,948	51,124	46,298	53,908	42,596	
	計	345,371	345,170	324,428	309,175	275,888	320,006	250,107	
参考指標		項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年(平均)	25年
警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム		レスポンス・タイム	6分59秒	6分58秒	6分53秒	6分54秒	7分1秒	6分57秒	6分57秒

業績目標達成のために 行った施策	管内実態に即したパトロール 全国会議等において、犯罪の多発する時間帯・地域を重点に管内実態に即したパトロールを行い、犯罪の抑止及び検挙に努めるよう都道府県警察に指示した。
	職務質問技能の伝承 「職務質問技能伝承の効果的推進について(通達)」(平成20年4月18日付け警察庁丙地発第13号)、「職務質問技能伝承体制の拡充整備等の推進について」(平成20年4月18日付け警察庁丁地発第54号)に基づき、全都道府県警察本部に設置されている職務質問技能指導班による指導、専科教養の実施、研修会の開催等、地域警察官の職務質問技能の伝承に関する取組を推進した。
	交番相談員の増配置 平成25年度地方財政計画に基づき、交番相談員の増員要求を行った結果、25年4月1日現在、24年4月と比べ24人の増員が行われた。
	初動警察刷新強化施策の定着化 「初動警察刷新強化のための指針」(平成20年12月10日付け初動警察強化推進委員会決定)、「初動警察刷新強化の取組の定着化について(通達)」(平成24年5月24日付け警察庁丙地発第19号)等に基づき、重点施策の定着化を図るよう都道府県警察に指示した。

評価の結果	目標の達成状況	各行政機関 共通区分	:相当程度進展あり
	目標の達成状況	判断根拠	業績指標 については、25年度の実績値が、過去5年間の平均値と比較して5.2ポイント低下したものの、依然として80パーセントに近い高水準を維持したことから、目標をおおむね達成した。 したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。
	達成状況の分析	業績指標 については、25年度の実績値が過去5年間の平均値より低下した要因を一概に述べることは困難であるが、地域警察においては、近年の大量退職・大量採用により、実務経験が浅く、特に検挙に必要な職務質問技能等を十分に習得していない若手警察官を多く擁していることも一因と考えられる。 そのため、上記の「業績目標の達成のために行った施策」である職務質問技能伝承制度の効果的な運用や、職務質問に秀でた自動車警ら隊による同行指導等、様々な教養制度を拡充し、若手警察官の育成及び現場執行力の強化に努めたことや、地域の安全・安心確保のため、犯罪の多発時間帯・地域に重点を置いた効果的なパトロールの実施や、積極的な職務質問等による犯罪の抑止・検挙活動を推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。	
	目標の達成状況及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、市民生活の安全と平穩の確保を目指すため、総検挙人員に占める地域警察官による検挙人員の割合について高水準を維持する必要があることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。
	評価結果の政策への反映の方向性	【引き続き推進】 引き続き、管内実態に即したパトロールの実施による犯罪の抑止及び検挙に努めるとともに、事件事故に迅速的確に対応できるよう、若手地域警察官の早期育成、街頭活動及び初動警察活動の強化に向けた取組を推進する。	
学識経験を有する者の知見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成25年(1月～11月)の110番通報の概要等について」(26年1月警察庁生活安全局地域課)		
政策所管課	地域課	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間

平成25年度実績評価書

基本目標1 業績目標3

基本目標	市民生活の安全と平穩の確保					
業績目標	良好な経済活動等の確保及び環境破壊等の防止					
業績目標の説明	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境犯罪の取締りとそれら犯罪への対策を推進することにより、良好な経済活動等を確保するとともに、環境破壊等を防止する。					
	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	190,841 <103,367,889>	78,841 <116,268,682>	114,698 <112,061,442>	134,915 <110,699,410>
		補正予算(b)	0 <59,467,300>	0 <48,874,639>	0 <13,567,467>	0
		繰越し等(c)	0 <19,596,630>	0 <27,895,574>		
		合計(a+b+c)	190,841 <182,431,819>	78,841 <193,038,895>		
執行額(千円)	177,822 <136,600,031>	60,553 <129,799,690>				
上段には生活安全警察費を、下段には複数の基本目標に係る共通経費を、それぞれ計上した(基本目標1・業績目標1の再掲)。						
業績目標に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」(20年12月犯罪対策閣僚会議決定) 第1 身近な犯罪に強い社会の構築 4 消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化 第4 犯罪組織等反社会的勢力への対策 5 組織的に敢行される各種事犯への対策					
	「世界一安全な日本」創造戦略(25年12月10日閣議決定) 戦略の内容 4 社会を脅かす組織犯罪への対処 (6) 組織的に敢行される各種事犯への対策 5 活力ある社会を支える安全・安心の確保 (3) 生活経済事犯への対策の強化					

業績目標	項目	基準							実績	
		20年	21年	22年	23年	24年	20~24年(平均)	25年		
経済犯罪等(注1)の検挙事件数及び検挙人員	利殖勧誘事犯(注2)	検挙事件数(事件)	22	29	31	35	41	32	37	
		検挙人員(人)	117	125	110	184	196	146	189	
	特定商取引等事犯(注3)	検挙事件数(事件)	142	152	193	161	124	154	172	
		検挙人員(人)	279	371	430	314	259	331	418	
	ヤミ金融事犯(注4)	検挙事件数(事件)	437	442	393	366	325	393	341	
		検挙人員(人)	860	815	755	666	470	713	523	
	食の安全に係る事犯(注5)	検挙事件数(事件)	37	66	46	39	41	46	40	
		検挙人員(人)	91	132	85	76	73	91	80	
	(26年4月生活経済対策管理官作成)									
	注1:利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び食の安全に係る事犯 注2:未公開、社債等の取引や投資勧誘等を仮装し金を集める悪質商法。具体的には、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯 注3:訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯 注4:出資法違反(高金利)事件及び貸金業法違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝、暴行等に係る事犯 注5:食品衛生関係事犯(食品衛生法違反等)及び食品の産地等偽装表示事犯(不正競争防止法違反等)									
達成目標	経済犯罪等について、次のとおり取締りを推進する。 利殖勧誘事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年よりも増加させる。 特定商取引等事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。 ヤミ金融事犯 検挙事件数及び検挙人員について、前年並の水準を維持する。 食の安全に係る事犯 検挙事件数及び検挙人員について、24年中の検挙事件数及び検挙人員の前年比増減傾向を踏まえた水準を維持する。									
達成状況:										
業績目標	項目	基準							実績	
犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数(注6)		20年	21年	22年	23年	24年	22~24年(平均)	25年		
	件数(件)			14,351	23,938	29,086	22,458	33,680		
注6:利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯に関するものに限る。(26年4月生活経済対策管理官作成)										
達成目標	達成目標	犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数を前年よりも増加させる。								
達成状況:										
業績目標	項目	基準							実績	
産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員		20年	21年	22年	23年	24年	20~24年(平均)	25年		
	検挙事件数(事件)	1,225	1,228	1,174	1,038	1,007	1,134	922		
	検挙人員(人)	1,940	1,893	1,820	1,609	1,485	1,749	1,408		
(26年4月生活経済対策管理官作成)										
達成目標	達成目標	産業廃棄物事犯の検挙事件数及び検挙人員について、「産業廃棄物の不法投棄件数」(参考指標)の平成24年度中の投棄件数の前年度比増減傾向を踏まえた水準を維持する。								
達成状況:										

参考指標・参考事例	参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	23～24年 (平均)	25年		
	経済犯罪等の相談件数	利殖勧誘事犯の相談件数(件)					11,233	7,366	9,300	3,594	
		特定商取引等事犯の相談件数(件)					4,051	3,550	3,801	2,784	
		項目	20年	21年	22年	23年	24年	21～24年 (平均)	25年		
		ヤミ金融事犯の相談件数(件)		1,879	1,342	1,122	1,049	1,348	841		
		利殖勧誘事犯の相談件数及び特定商取引等事犯の相談件数は、いずれも全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に26年1月15日までに登録された相談のうち、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が年月まで判明したもの、また、ヤミ金融事犯の相談件数は、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に26年1月15日までに登録された相談のうち、「ヤミ金」、「やみ金」又は「闇金」のいずれかの文言を含み、かつ、既に金銭を支払ってしまったこと及び契約時期が判明したものを当庁で抽出したもの。									
		項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度		
	「食品表示110番」への相談件数(件)	26,222	27,356	24,916	24,288	21,233	24,803	16,242			
	(農林水産省「食品表示110番の実績について」)										
	参考指標	項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	20～24年度 (平均)	25年度		
産業廃棄物の不法投棄件数	不法投棄件数(件)	308	279	216	192	187	236				
(25年12月環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について」)											
参考指標	項目	20年	21年	22年	23年	24年	20～24年 (平均)	25年			
知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員	検挙事件数(事件)	385	364	398	450	510	421	524			
	検挙人員(人)	710	620	583	647	846	681	716			
(26年4月生活経済対策管理官作成)											

<p>犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供の推進 利殖勧誘事犯を始めとする経済犯罪等の被害拡大防止及び被害回復を図るため、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進した。</p> <p>経済犯罪等の取締りの推進 関係機関・団体と連携しつつ、国民の生活を脅かす利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯等の経済犯罪等の取締りを推進した。</p> <p>関係機関・団体との連携の推進 「環境犯罪対策推進計画」(平成11年4月5日付け警察庁丙生環発第15号別添)に基づき、関係機関と連携しつつ、悪質な環境事犯に対する取締りを推進した。</p>

評価の結果	各行政機関 共通区分	:相当程度進展あり
	<p>目標の達成状況</p> <p>判断根拠</p>	<p>業績指標のうち、25年中の利殖勧誘事犯の検挙事件数及び検挙人員については、いずれも前年より減少したものの、利殖勧誘事犯の相談件数(参考指標)が51.2パーセント減少した中、前年比の減少率がそれぞれ9.8パーセント、3.6パーセントにとどまったこと、過去5年間の平均値と比較して増加したことから、おおむね目標を達成した。</p> <p>業績指標のうち、25年中の特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯については、検挙事件数及び検挙人員が前年より増加したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標のうち、食の安全に係る事犯については、24年中は前年比で、検挙事件数が5.0パーセント増加し、検挙人員が3.9パーセント減少し、25年中は前年比で、検挙事件数は2.4パーセント減少し、24年中の前年比傾向を踏まえた水準を維持できなかったものの、検挙人員が9.6パーセント増加したことから、おおむね目標を達成した。</p> <p>このため、業績指標については、おおむね目標を達成した。</p> <p>業績指標については、25年中の実績値が前年よりも増加したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標については、産業廃棄物の不法投棄件数(参考指標)の24年度中の不法投棄件数が、前年度比で2.6パーセント減少した中、25年中は前年比で、検挙事件数及び検挙人員がそれぞれ8.4パーセント及び5.2パーセント減少しており、24年度中の不法投棄件数の前年度比減少率を上回って減少したことから、目標の達成が十分とは言えない。</p> <p>以上のとおり、業績指標については目標が達成されなかったものの、主要な業績指標である業績指標についてはおおむね目標を達成するとともに、業績指標については目標を達成した。</p> <p>したがって、業績目標については、「相当程度進展あり」と認められる。</p>
達成状況の分析	<p>業績指標については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進したこと及び経済犯罪等の取締りを推進したことが、目標の達成におおむね有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標については、上記の「業績目標達成のために行った施策」のうち、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を推進したことが、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。また、関係機関・団体との連携を推進したことについては、事件に関する端緒情報の入手につながる場合があること及び関係機関等からの情報を金融機関への情報提供に活用していることから、目標の達成に有効に寄与したと考えられる。</p> <p>業績指標については、廃棄物処理法の改正による規制の強化を始め、不法投棄等の未然防止・拡大防止のための様々な施策の実施等により、産業廃棄物の不法投棄件数(参考指標)が20年度から毎年度減少しており、産業廃棄物の不法投棄事案の減少がうかがわれる。このため、上記の「業績目標達成のために行った施策」が目標の達成に寄与していないとまではいえないと考えられる。</p>	

目標の達成状況 及びその分析を踏まえた総括	目標の見直しの 方向性	【業績目標、業績指標及び達成目標】 今後も、市民生活の安全と平穩の確保を目指すため、経済犯罪等の取締りの推進等が必要であることから、引き続き、現在の業績目標等を26年度の業績目標等として設定する。	
	評価結果の政策 への反映の方向性	【引き続き推進】 経済犯罪等については、早期の事件化を図るとともに、関係機関・団体と連携しつつ、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、引き続き、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供及び広報啓発等に取り組む。 また、環境事犯については、引き続き、悪質な事犯に重点を置いた取締りを実施するとともに、関係機関との連携を図る。	
学識経験を有する者の知 見の活用	26年6月13日に開催した第28回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。		
政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	「平成25年中における生活経済事犯の検挙状況等について」(26年2月警察庁生活安全局生活経済 対策管理官) 「食品表示110番の実績について」(26年1月農林水産省) 「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成24年度)について」(25年12月環境省)		
政策所管課	生活経済対策管理官	政策評価実施時期	25年4月から26年3月までの間